高槻市会計年度任用技能職員採用候補者試験募集要項

令和８年１２月
高　槻　市

高槻市では園務業務従事職員（パートタイム会計年度任用職員）の採用候補者試験をこの要項のとおり実施します。

受付期間	令和８年１１月２５日（水）～ 令和８年１２月１１日（金）
試 験 日	一次試験…作文・教養試験
	二次試験…面接試験
	（日時については、一次試験合格者に追って連絡します）

１　募集職種、募集人数及び受験資格

職種	募集人数	受験資格 下記の条件を満たす人
園務員	２人	市立認定こども園の環境整備に意欲的に取り組んでいただける方

２　任用について

（１）任用期間

１年以内とし、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）は超えないものとします。

※　採用後１か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。

※　業務の必要性や勤務成績に基づき、５年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。

（２）その他

①　本職は常勤職員としての採用につながるものではありません。

②　国籍、学歴は問いません。

③　地方公務員法第１６条に定める次の欠格条項に該当する人は受験できません。

地方公務員法第１６条抜粋

①　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②　本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条に規定する罪を犯し刑に処せられた者

④　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　勤務条件等

(1)任用期間	令和９年4月1日から令和 10 年３月 31 日まで
	※採用後１か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。 ※任用期間は１年以内です。業務の必要性や勤務成績に基づき、５年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。
(2)勤 務 地	市内の市立認定こども園
(3)業務内容	園内部・外部の清掃業務、園庭の維持・管理等
(4)報　　酬	高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定により定められた額を支給します。 予定月額報酬　　１７０，５７３円　（地域手当１２％を含む） ※報酬額は令和８年１１月時点。また再度の任用を行う場合、昇給制度があります（最大９回）。 ※この他通勤費相当額（上限あり）、期末手当等が支給されます。また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。 【参考】期末手当年間２．５２５月分支給（6月・１２月に各１．２６２５月分支給） 勤勉手当年間２．１２５月分支給（6月・１２月に各１．０６２５ 月分支給） （ただし、任用初年度の期末手当は任用開始日により支給月数が変わります。）
(5)社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。
(6)災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
(7)勤務日	勤務日　月曜日から金曜日のうち、週５日
(8)勤務時間等	勤務時間　午前８時００分から午後３時００分の範囲内。週２９時間を基本とします。 １日６時間００分勤務　休憩１時間 （水曜日のみ午後２時００分まで、５時間００分勤務） ※時間外勤務を命じる場合があります。
(9)休　　日	日曜日、祝日、年末年始 ※休日に勤務を命じる場合があります。
(10)休　　暇	年次有給休暇のほか、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇などの休暇があります。
(11)服　　務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）

４　受験手続

受付期間	令和８年１１月２５日（水）～令和8年１２月１１日（金） の執務時間内（午前8時４５分～午後５時１５分） ※土日祝を除く 上記時間内に提出できない場合は、ご連絡ください。
申 込 先 （申込受付会場）	高槻子ども未来館　２階　保育幼稚園総務課
申込方法	受験申込みは窓口への持参とします。 所定の試験申込書・受験票に必要事項を自筆で記入し、同一の写真を試験申込書と受験票に貼付してください。（写真の裏面に氏名、ふりがなを記入してください。）
提出書類	① 別紙「試験申込書」 ② 別紙「受験票」 ③　別紙「誓約書」 ※①②には同一の写真（裏面に氏名記入）を貼付してください。 ※受理した提出書類は、一切お返しできません。
そ の 他	身体等の事情により受験に際し配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応いたしますので申込受付時にお知らせください。

５　試験日時及び受付場所等

１次試験	日　　時	令和8年１２月１３日（日）
	試験内容	作文・教養試験（高卒程度）
	試験会場	高槻子ども未来館　３階
２次試験	日　　時	令和９年1月中旬頃
	試験内容	面接試験
	試験会場	高槻子ども未来館　３階

６　合格発表

１次試験	日　　時	令和8年１２月下旬（予定）
	方　　法	市ホームページへの掲載 郵送にて本人宛通知
２次試験	日　　時	令和９年1月下旬～2月上旬頃（予定）
	方　　法	市ホームページへの掲載 郵送にて本人宛通知

７　その他注意事項

（１）　本市からの発送物は申込書に記載された現住所宛に送付します。

（２）　申込書に記載された情報は、当該採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。

（３）　試験当日は、必ず定刻までに集合してください。また、自動車での来場はご遠慮ください。

（４）　過去の試験問題を市役所本館１階行政資料コーナーにて公表しています。ただし、試験の出題内容等は毎年度変更しています。参考としてご覧ください。

（５）　この募集要項、申込用紙等は、市ホームページからもダウンロードできます。

（６）　その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

（７）　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）の施行（令和８年１２月２５日施行予定）に伴い、園務員の業務へ従事するにあたっては特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、園務員の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。このため、採用選考過程において、採用候補者試験申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。本件に関して虚偽の回答等が認められた場合には、採用候補者試験の合格を取り消します。

（８）　高槻市では職員採用候補者試験等の採用に向けた活動等において、求職者等に対するハラスメントを行ってはならない方針を周知しております。採用に向けた活動等におけるハラスメントに関する相談を希望される場合は、高槻市外部専用ハラスメント相談窓口にご相談ください。

＜高槻市職員のハラスメントの防止等に関する要綱第８条の規定に基づく相談窓口＞

高槻市外部専用ハラスメント相談窓口メールアドレス

tak-harassment@city.takatsuki.osaka.jp

８　問合せ先

高槻市子ども未来部保育幼稚園総務課（高槻子ども未来館２階）

〒569-0096　高槻市八丁畷町１２番５号

℡：072-648-3273